

令和2年度 第11回中区協議会

会議資料

【協議事項】

- ア 浜松市中区西伊場町、南伊場町及び南区若林町における住居表示の実施及び町の区域の変更について
- イ 子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）（案）のパブリック・コメント実施について

【報告事項】

- ア 令和3年度中区地域力向上事業の「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の選考結果について
- イ 令和2年度のパブリック・コメントの結果について

令和3年3月24日開催

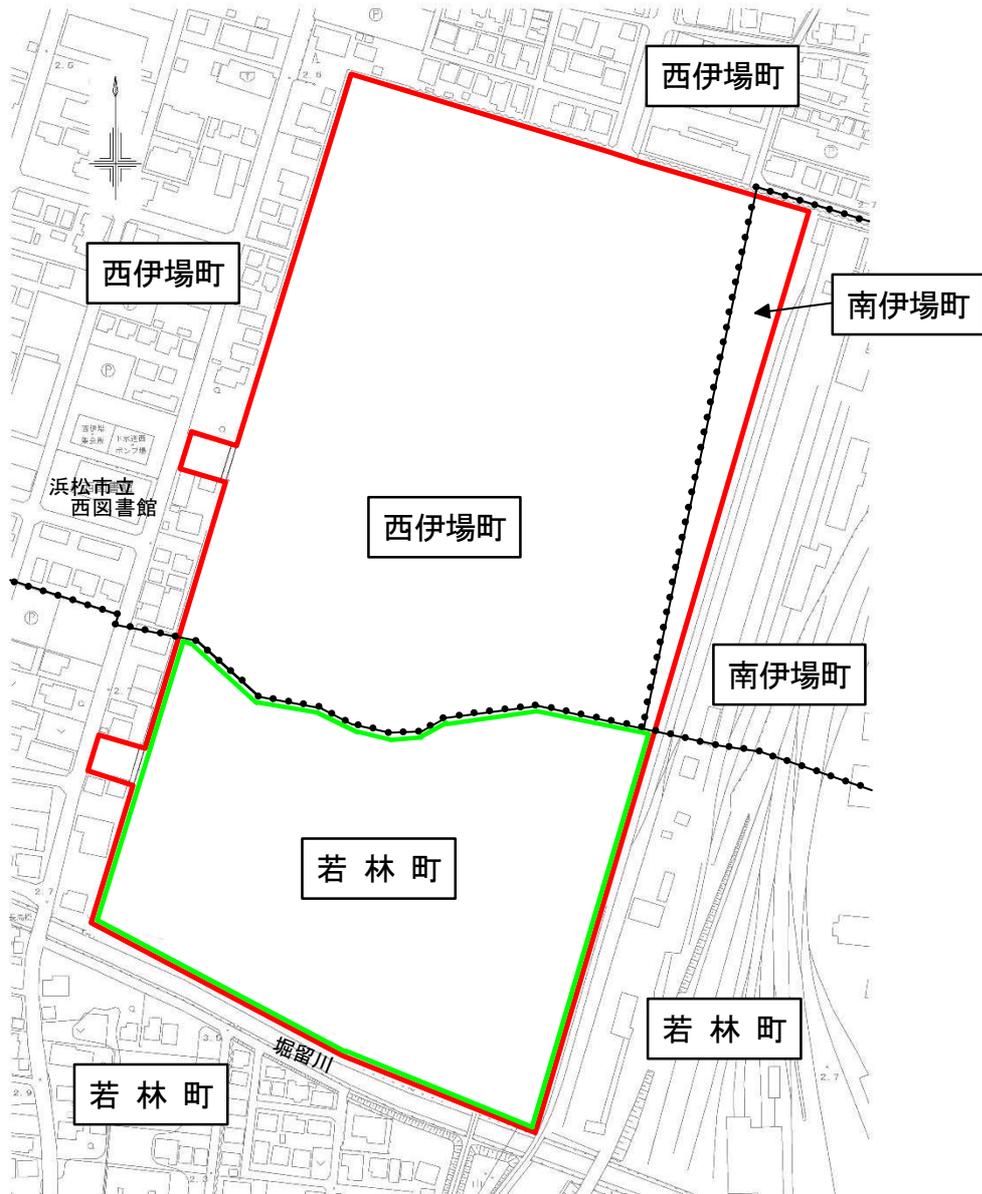
中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項		
件 名	浜松市中区西伊場町、南伊場町及び南区若林町における住居表示の実施及び町の区域の変更について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景・経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 一条スマートタウン開発事業区域（浜松版スマートタウン認証）について、令和4年2月に事業完成し一団の土地が形成される。 これを受けて開発事業者及び関係自治会から円滑に自治会活動等を行っていくために、中区西伊場町、南伊場町及び南区若林町の2区3町に跨っている区域を中区西伊場町に統合してほしいとの要望書が令和2年2月10日に提出された。 		
対象の区協議会	中区協議会、南区協議会		
内 容	<p>○事業概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 実施期日 令和4年2月1日（予定） 実施内容 <ol style="list-style-type: none"> 住居表示の実施（若林町の一部）について 住居表示に関する法律第3条第1項に基づき、新たに住居表示の実施区域となる若林町の一部について、市街地の区域（住居表示実施区域）及び住居表示の実施方法を令和3年第2回（5月）市議会定例会に提案する。 <ol style="list-style-type: none"> 市街地の区域 別図1のとおり（若林町の一部） 住居表示の方法 街区方式 町の区域の変更について 地方自治法第260条第1項に基づき、中区西伊場町、南伊場町及び南区若林町の町の区域を別図1から別図2に変更することについて、令和3年第3回（9月）市議会定例会に提案する。 		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)			
担当課	文書行政課	担当者	長谷川 電話 053-457-2246

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。



凡例	
開発事業区域	
町界 (現在)	
市街地の区域 (住居表示実施区域)	
町名 (現在)	



凡例	
町界 (新)	
町名 (新)	

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項		
件 名	子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)のパブリック・コメント実施について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景・経過</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は平成28年度に子どもの貧困対策支援体制整備計画として「子どもの未来サポートプロジェクト」(以下「前プロジェクト」)を策定し、地域と連携した子どもの自立支援に取り組んできた。 令和元年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。 本計画は、改正内容に対応するため、小学5年生と中学2年生の子どもとその保護者、ひとり親、支援者に対する実態調査により把握した現状や有識者の意見を踏まえて、様々な課題の解決に向けた本市の取り組み方策等を示したものに前プロジェクトを見直し、改定するものである。 		
対象の区協議会	全区協議会		
内 容	<p>○計画概要</p> <p>1 「子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)(案)」の構成 第1章 計画の策定にあたって 第2章 子どもの貧困の現状と課題 第3章 計画の基本的な考え方 第4章 施策の展開 第5章 計画の推進</p> <p>2 計画の期間 上位計画の「浜松市総合計画」や「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」の終期が令和6年度末であることを踏まえ、令和3年10月から令和7年3月までを計画期間とする。</p>		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>①パブリック・コメントを実施(案の公表、意見募集) [期間] 令和3年4月15日(木)～5月14日(金)</p> <p>②意見募集結果及び市の考え方を公表 [時期] 令和3年8月</p>		
担当課	子育て支援課	担当者	宮木 典子 電話 457-2793

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

困窮する保護者に対し、手当・助成・貸付等の支援により子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るとともに、就業状況の改善に伴う収入の確保や、子育ての不安を解消する相談支援に取り組むことで、子どもの生活の拠り所である家庭の機能を改善させ、生活基盤の安定につなげます。

保護者の課題

- 困窮している保護者は、
○ 家計のひっ迫により、生活費や子どもの教育費に影響が出ている
○ 正規雇用の割合が低く、所得が安定しない
○ 悩みを抱え、孤立している
○ 支援が行き届いていない
○ 支援制度を知らない
○ ひとり親家庭は特に困窮している
傾向が見られます。

取り組む施策

- (施策4) 生活を安定させる経済的支援
① 手当・助成制度による子育てに伴う経済的負担の軽減
② 生活困窮家庭への経済的課題の解消支援
③ ひとり親家庭への経済的課題の解消支援
(施策5) 保護者の就業を支える就労支援
① 家庭と就業との両立支援
② 生活困窮家庭への就労支援
③ ひとり親家庭への就労支援
(施策6) 保護者を孤立させない相談支援
① 妊娠期からの切れ目ない子育て支援
② 相談窓口や支援制度の周知
③ ひとり親家庭への生活支援

生活に困難を抱えている家庭の問題解決のため、子どもや家庭に身近な地域や学校等で困りごとを早期に発見し、関係機関や行政等の専門機関と連携して、支援や公的制度につないでいく体制を整えます。子どもの将来に大きな影響を与える貧困問題について、正しい理解が進むように広く啓発するとともに、地域住民や地元企業が子どもの支援に参画しやすい環境の整備を行います。

支援体制の課題

- 貧困問題は、
○ 困っている人ほど、困窮していることを表に出さない
○ 周りの大人が、気付きにくい
○ 支援者間の情報共有が難しい
○ 子どもの貧困問題が正しく認識されていない
傾向が見られます。

取り組む施策

- (施策7) 子どもの貧困を早期発見する仕組みづくり
① 子どもの支援者への啓発や研修体制の充実
② 子どもの貧困問題への気づきを促すツールの作成
③ つながりやすい相談窓口の設置
(施策8) 子ども支援のネットワークの充実
① 教育と福祉の連携強化
② 支援団体と行政機関の連携強化
③ 支援する人材・体制づくり
(施策9) 社会全体で子どもを育む意識の醸成
① 子どもの貧困問題に関する理解の促進
② 子ども支援活動の情報発信
③ 民間企業と地域活動の連携強化

【概要版】(案) 浜松市子ども・若者支援プラン
子どもの未来サポートプロジェクト ~浜松市子どもの貧困対策計画~
(令和3年10月~令和7年3月)

1 子どもの貧困の問題

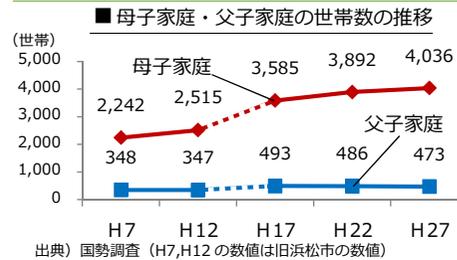
- 経済的な困窮により、一般家庭が比較的できていること*ができない子どもがいます。
(※自分の勉強机がある、必要な学用品をそろえる、高校へ進学する、家族で旅行に出かけるなど)
● 保護者の就労時間の長さや心身の不調などにより、本来家庭内で保護者からも伝えたい生活習慣や学習習慣、社会性等を習得できない子どもがいます。

このような困窮状態にある家庭で育った子どもは、将来大人になった時に、再び困窮状態になりやすい傾向があり、『貧困の世代間連鎖』が生じています。

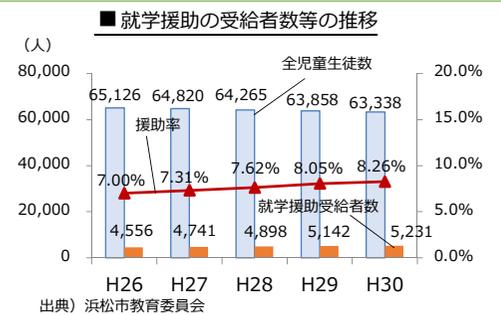
2 本市の子どもを取り巻く状況

- 子どもの貧困の状況把握と対策の検討のため、統計データの分析や子どもの生活実態調査、ひとり親家庭に対する実態調査、子どもに関わる支援者にアンケート調査を行いました。

統計データ



◎母子家庭は、増加傾向にあります。

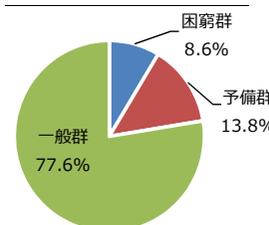


◎就学援助率は、増加傾向にあります。

子どもの生活実態調査

★所得の状況 (世帯人員で調整した所得状況から次の3群に分け分析) 【有効回答 2,779 世帯】

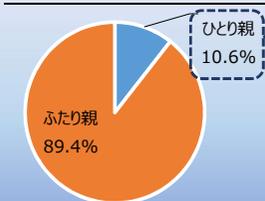
■ 経済的困窮状況 (全体)



- ▶ 生活困窮群 (困窮群): 等価可処分所得*1が所得中央値*2の1/2以下相当
▶ 生活困窮予備群 (予備群): 等価可処分所得が所得中央値の1/2超3/4以下相当
▶ 一般群 (一般群): 等価可処分所得が所得中央値の3/4超相当
※1 世帯所得等を「世帯人員の平方根」で除した値 (国民生活基礎調査の基準)
※2 等価可処分所得を少ない順に並べて、真ん中の順位の人額。本調査では、平成30年国民生活基礎調査時の所得中央値 253万円を、区分の基準値とした。

★世帯構成の状況 (ひとり親かふたり親かで2群に分け分析) 【有効回答 3,059 世帯】

■ ひとり親とふたり親の割合



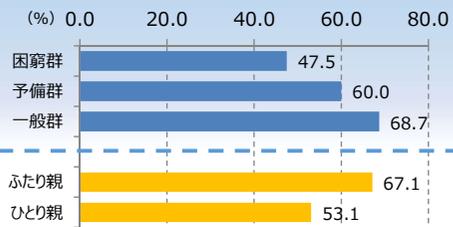
■ 経済的困窮状況 (ひとり親家庭のみ)



- ◎ 一定基準 (等価可処分所得が所得中央値の1/2以下: いわゆる貧困線) を下回る人は 8.6%です。【H30 全国調査での割合は 13.5%】
◎ ひとり親家庭においては、一定水準を下回る人は 41.7%と高くなっています。【H30 全国調査での割合は 48.1%】

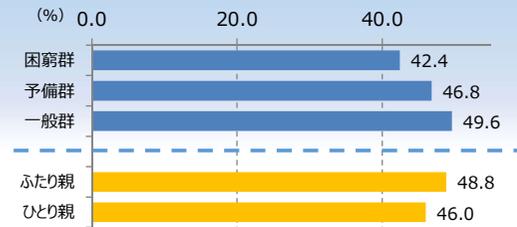
☆子どもの状況

■授業の理解度（いつもわかる、だいたいわかる）



◎経済的に困窮している子どもは、学習が遅れやすい傾向があります。

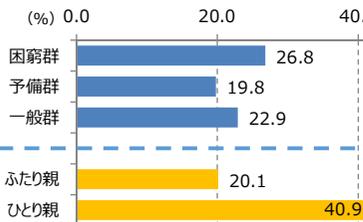
■起床（学校がある日に決まった時間に起きることができる）



◎経済的に困窮している子どもは、生活習慣が乱れやすい傾向があります。

☆保護者の状況

■仕事からの帰宅時間が18時を超える（仕事をしている母親の回答）



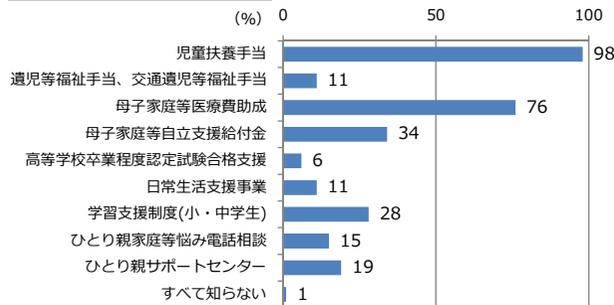
■過去1年間でできなかったこと

	困窮群	予備群	一般群	ふたり親	ひとり親
必要な食品を買えなかった	7.1%	4.7%	0.6%	1.1%	6.5%
光熱費の支払いを滞納した	6.7%	4.7%	0.6%	1.3%	5.6%
税金・健康保険料等の支払いを滞納した	13.4%	6.2%	1.1%	2.5%	6.8%
医療機関の受診できなかった	8.4%	4.9%	1.0%	1.6%	6.8%
趣味やレジャーに行けなかった	28.6%	20.0%	7.1%	9.0%	25.0%

◎帰宅時間が遅く、子どもと関わる時間が取れない家庭があります。
◎衣食住など基本的な生活の維持が困難になっている世帯が一定数ありました。また、生活を豊かにする趣味等にお金をかけられないことが分かります。

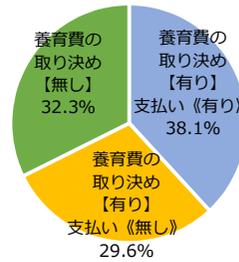
ひとり親家庭に対する実態調査

■ひとり親支援制度の認知度



◎ひとり親向けの支援サービスの認知度が低い傾向があります。
◎子どもの養育費を受け取っている世帯は4割を下回っています。養育費の取り決めがない世帯は、3割を超えています。

■子どもの養育費の受け取り状況



支援者アンケート

★主な意見

- ▶ 服装など外見からは困窮していることが分からないが、困っている子どもがいる。
- ▶ 困窮している保護者は、情報を得る力が弱いので支援に結びつきにくい。
- ▶ 子どもが困ったら、地域の大人に気軽に相談できる環境づくりが必要。
- ▶ 学習支援教室や子ども食堂の取り組みをバックアップする仕組みや支え手が必要。

3 計画の基本的な考え方

目指す姿

すべての子どもが、ひととまちに支えられ、夢と希望を持って、自分の可能性を広げることができる社会

家庭の経済的困窮がもたらす生活環境の悪化や教育機会の制限、体験機会の喪失などは、子どもの頑張ろうとする意欲や社会的つながりを弱め、学力、生活習慣、社会性などの将来を切り開く力の習得に影響を及ぼし、子どもの将来の自立を難しくしてしまいます。

これらは子ども自身や家庭の力のみで解決することは難しいため、行政や学校等、そして地域など、子どもに関わる様々な主体が連携して、困難な状況にある子どもとその家庭を支援する必要があります。

このことを実現するため、上記の目指す姿を掲げ、子どもの生活や成長を「ひと」や「まち」が支えることで、家庭の状況に関わらず、将来に向かって自分の可能性を広げることができるまちづくりを目指します。

●計画を推進するうえで、国の「子供の貧困対策に関する大綱」にて、分野横断的に取り組む基本的な方針が示されたことから、その方針を踏まえた次の3つの視点を持って、本計画を推進します。

- 視点Ⅰ** 親から子どもへの貧困の世代間連鎖を防止する
- 視点Ⅱ** 親の妊娠期から子どもの社会的自立まで、切れ目ない支援体制を構築する
- 視点Ⅲ** 支援が届きにくい子ども、家庭に配慮した対策を講じる

4 施策の展開（具体的な支援）

●本計画では、次の3つの分野ごとに施策を推進することで、目指す姿の実現を図ります。

分野 1

子ども

基本方針

子どもの社会的自立に向けた「生きる力」の育成

すべての子どもが、生まれ育った家庭の環境や経済状況に左右されることなく、夢や希望を持って成長することができるように、子どもの現在の生活環境等を改善するとともに、子ども自身の能力や可能性を広げるために必要な「学び」や「経験」等を積み重ねることのできる機会を提供するなど、将来の自立に向けた「生きる力」の育成に努めます。

子どもの課題

困窮している子どもは、

- 学習や進学の意欲が弱い
- 健康、食生活、生活習慣が乱れやすい
- 悩みを抱えがちである
- 社会性が身につけにくい
- 自己肯定感が低い

傾向が見られます。

取り組む施策

〔施策1〕子どもの学びを支える教育支援

- ① 質の高い幼児教育・保育の提供
- ② 学校教育等における学力保障
- ③ 地域と連携した学びを支える取り組み

〔施策2〕子どもの育ちを支える生活支援

- ① 子どもの健康を支える取り組み
- ② 基本的な生活習慣の定着に向けた取り組み
- ③ 子どもの悩みに寄り添い支える取り組み

〔施策3〕子どもの将来を支える自立支援

- ① 社会性習得のための体験や活動機会の提供
- ② 子どもの進学や就労を支援する取り組み
- ③ 社会的養護を必要とする子どもへの自立支援

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和3年度中区地域力向上事業の「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の選考結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	令和3年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」について、令和2年度第10回(2月)の協議会でご意見をうかがい、採択・不採択を決定したため、その結果を報告するもの。 詳細は別紙のとおり
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和3年度 中区地域力向上事業（助成事業） 提案事業一覧

No.	事業名 団体名	採択 実績	時期・場所等	事業の概要	事業費	主な経費	採択・不採択
1	「軽トラはままつ出世市」事業 軽トラはままつ出世市実行委員会	H30 R1 ※R2 中止	時期：11月～12月のうち1日 （日曜日開催予定） 場所：鍛冶町通り、 モール街北側、 肴町・有楽街（一部） 参加：30,000人	軽トラ市を開催し、中心市街地のにぎわいと魅力を発信していくとともに、地産地消を進め、産業の活性化を図る事業 ○鍛冶町通りとモール街の一部を歩行者天国にして軽トラ市を開催 ○鍛冶町通り50台、モール街10台の軽トラを配置 ○ご当地アイドルによるミニライブ等ステージイベントの開催	3,840千円	●イベント事業等委託費：2,300千円 ●印刷製本費（チラシ等）：690千円	採択
2	「第4回浜松Open Art」 浜松Open Art	H30 R1 ※R2 中止	時期：4/1～2/28 場所：ゆりの木通り、肴町、 有楽街、板屋町、 浜松城公園 参加：15,000人	浜松街中の店舗や公園での作品展示、市民参加型イベントを行うことで、アートと街と市民と作家との交流のある創造的なコミュニケーションの場を提供する事業 ○浜松街中アートギャラリー（協力店舗や空き店舗をギャラリーに見立てて作品の展示・販売を行う） ○浜松城公園野外アート展（浜松城公園にてランドアート、見て触れて遊べる作品の展示を行う） ○ライブペインティング、路上演奏、屋外パフォーマンス、移動ギャラリー、市民参加型ワークショップなど ○障害の有無に関わらず参加できるバリアフリー事業を展開する	924千円	●スタッフ等謝礼：430千円 ●印刷製本費（チラシ等）：268千円	採択
3	「第10回浜松ジオラマグランプリ」 特定非営利活動法人 はままつ未来会議	H29 H30 ※R2 中止	時期：8/26～29 場所：ザザシティ浜松 西館2階 特設会場 参加：2,000人	世界的に有名なジオラマ作家である山田卓司氏の存在と作品の持つ魅力を活かし、「芸術を活かした観光化と、ものづくり技術伝承による浜松中心市街地活性化」を図る事業 ○ジオラマグランプリの開催（審査・入賞・表彰、一時審査通過作品の一般公開など） ○来場できない方に向けてのSNSによる画像配信及びYouTubeでの動画配信	578千円	●審査員謝礼：124千円 ●作品募集・会場管理等委託料：195千円	採択
4	「ストリート陸上@まちなか」 ストリート陸上@まちなか 実行委員会	R1 R2	時期：11/3 場所：ソラモ 参加：参加700人 見物客15,000人 団体スタッフ30人	「まちなか×スポーツ」を提唱し、中区民のスポーツ振興の機運醸成、スポーツイベントを活用しての中心市街地活性化を目指す事業 ○トップアスリートによる競技デモンストレーション ○30mタイム測定 ○かけっこ教室（1回50人×2回 ゲストアスリートが指導） ○オンライン生中継の実施 ○文化（音楽、芸術、他スポーツ）の融合コンテンツの実施	2,800千円	●音響・会場設備等委託料：1,400千円 ●アスリート等謝礼：400千円	採択
5	「2021浜松クロスオーバー音楽祭」 はままつミュージックバンク 運営協議会	新 ※R2 中止	時期：11/7 場所：ソラモ 参加：1,200人	“もっと音楽のまちに！”の活動を進めるはままつミュージックバンク運営協議会が音楽イベントを全国へ発信し地域振興を図る事業 ○多ジャンルにわたる演奏 ○来場者参加型音楽イベントの実施 ○他分野の市民団体との連携企画の実施 ○実施内容を全国に配信しPR	1,650千円	●動画制作・配信、音響委託料：570千円 ●出演者謝礼：500千円	採択
6	「浜松ブルースフェスティバル2021 第10回記念大会」 浜松ブルース振興会	新	時期：9/26 場所：ソラモ 参加：1,000人	ブルース音楽のイベント活動を通じて中区の活性化と賑わいづくりに寄与する事業 ○プロの演奏者と中区を中心としたアマチュアバンドによるコンサート ○中区の商店とコラボしたバザーや子供を対象としたスポーツ教室を開催し幅広い年代が楽しむ企画の実施 ○国内外への情報発信	1,384千円	●会場設備等賃借料：420千円 ●出演者謝礼：380千円	採択
7	富用品市「ビタゴラス」 富用品市「ビタゴラス」	新	時期：4/1～3/31 ※毎週土曜日開催 場所：富用品市ビタゴラス （富塚町3119番地） 参加：参加者40人/回	まだ使えるけど自分には必要ない「不用品」から、その物を必要としている誰かの元へ「富用品」として届け、循環型社会の実現や環境問題について地域へ発信していく事業 ○「ビタゴラス」の開放（毎週土曜日） ○開放日に地域で出店者を募集した野菜販売などのマルシェの開催 ○地域のボランティアがリフォームした再生服の販売	542千円	●会場料：384千円 ●消耗品、チラシ作成：151千円	不採択

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和2年度のパブリックコメントの結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	—
対象の区協議会	中区協議会
内 容	令和2年度のパブリックコメントの結果について報告するもの。 結果一覧は別紙のとおり。 なお、個別案件の詳細については、浜松市ホームページをご参照ください。 HP検索 「浜松市パブリック・コメント制度」
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	—
担当課	中区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和2年度 パブリックコメント実施結果一覧

No.	協議会 開催日	案件名	意見数	案に対する反映結果 (※)	担当課
1	8月26日	浜松市都市計画マスタープラン改定版(案)のパブリック・コメント実施について	132件	・案の修正 : 23件 ・今後の参考 : 15件 ・盛込み済み : 54件 ・その他 : 40件	創造都市・文化振興課
2	8月26日	浜松市総合交通計画中間年(2020)改定版(案)、浜松市地域公共交通網形成計画(案)のパブリック・コメント実施について	184件	・案の修正 : 8件 ・今後の参考 : 7件 ・盛込み済み : 17件 ・その他 : 152件	交通政策課
3	8月26日	浜松市緑の基本計画改定版(案)のパブリック・コメント実施について	45件	・案の修正 : 1件 ・今後の参考 : 12件 ・盛込み済み : 15件 ・その他 : 17件	緑政課
4	11月24日	第6期障がい福祉実施計画(案)・第2期障がい児福祉実施計画(案)のパブリック・コメント実施について	85件	・案の修正 : 16件 ・今後の参考 : 39件 ・盛込み済み : 7件 ・その他 : 23件	障害保健福祉課
5	11月24日	はままつ友愛の高齢者プラン(案)のパブリック・コメント実施について	17件	・案の修正 : 6件 ・今後の参考 : 0件 ・盛込み済み : 6件 ・その他 : 5件	高齢者福祉課、介護保険課
6	12月23日	浜松市文化財保存活用地域計画(案)のパブリック・コメント実施について	137件	・案の修正 : 32件 ・今後の参考 : 25件 ・盛込み済み : 51件 ・その他 : 29件	文化財課
7	1月27日	浜松市デジタル・スマートシティ構想(案)のパブリック・コメント実施について	210件	・案の修正 : 12件 ・今後の参考 : 35件 ・盛込み済み : 8件 ・その他 : 155件	デジタル・スマートシティ推進事業本部
8	1月27日	浜松版MaaS構想(案)のパブリック・コメント実施について	43件	・案の修正 : 2件 ・今後の参考 : 10件 ・盛込み済み : 4件 ・その他 : 27件	デジタル・スマートシティ推進事業本部

※案に対する反映結果の説明

- ・案の修正 . . . 意見により案を修正した場合
- ・今後の参考 . . . 今後、運用実施していくうえで参考としてく場合
- ・盛込み済み . . . 寄せられた意見がすでに案に盛込まれている場合
- ・その他 . . . 案に直接影響を及ぼさない場合、案に反映しない場合